

第48回水戸市産業祭 (商工祭部門)

出店業者募集

今年は農業祭も開催

★商工業・農業を広く紹介できる水戸市内最大級のイベントに出店しませんか！

開催日

11/18 (土) 9:00~16:00
11/19 (日) 9:00~15:00

会場

リリーアリーナMITO
青柳市民体育館 (水戸市水府町864-6)

・屋内エリア (体育館メイン競技場/物販・展示ブース等)
・屋外エリア (体育館駐車場/飲食ブース等) ※屋外エリアは実行委員会でテントを設営します。

最新技術・新商品のPR

自社の開発した最新技術や新商品のPRの場として出店しませんか？
アツと驚く新システムや、今までにないような新商品のご紹介お待ちしております。

体験・ワークショップ

自社のサービスの体験ブースや、自社製品を活用したワークショップを開きませんか？
体験型の出店は毎年大好評です。ぜひ、ご出店ください。

飲食・物販販売

自社の商品を販売しませんか？会場には飲食ブースを設けます。毎年多くのお客様で賑わいますので、新規顧客ゲットのチャンスです。ぜひご参加ください。

【出店料】

小間料

テーブル1本・イス2脚付

1小間：16,000円

1小間サイズ

屋外

間口1.8m×奥行3.6m

屋内

約1.8m×1.8m

+共有スペース3~5m

※出店数、レイアウトにより変動

電気工事・使用料

1事業所：5,000円

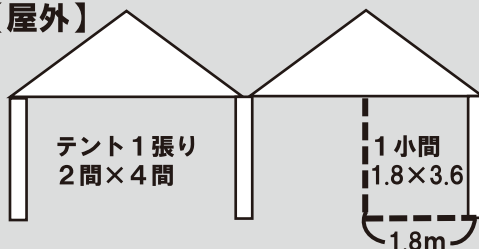
食品営業許可申請料

1事業所：2,000円

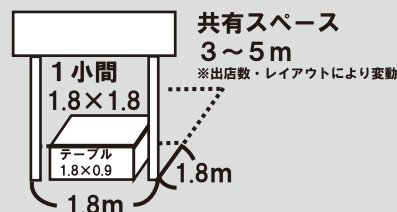
※屋外のみ

参考レイアウト

【屋外】



【屋内】



※金額はすべて消費税込みです。キッチンカーによる出店も可能です。1台につき、2小間分の小間料(32,000円)+電気工事(5,000円)をいただきます。

※電気工事料、食品営業許可申請は希望者のみです。

※1日のみの出店でも出店料は変わりません。

※食品営業許可申請料は、食料品を扱う出店者の方で、事務局から保健所への食品営業許可申請を希望される方が対象です。ただし、キッチンカーでの出店の場合には必要ありません。ご自身で提出される際は、「季節営業許可申請」が必要になります。露店営業許可では出店できないのでご注意ください。

※希望者は後日、『大腸内病原細菌検査結果表』・『小間内レイアウト図』などをご提出ください。

水戸市商工祭実行委員会事務局 (水戸商工会議所・産業振興課)
〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館3階
電話：029-224-3315 FAX：029-231-0160

第48回水戸市産業祭(商工祭部門) 出店要項

－水戸市産業祭実行委員会・水戸市商工祭実行委員会－

1. 小間面積・形式および配置など

- ①小間面積は1小間あたり屋内(間口約1,800mm×奥行1,800mm)+共有スペース、屋外(間口1,800mm×奥行3,600mm)、備品として1小間につきテーブル1本(1,800mm×450または600)・イス2脚が付きます。
- ②小間面積および出店場所については、実行委員会が会場全体を勘案して配置・小間数を調整し、決定しますので、**小間数・出店エリアなど、ご希望に添えない場合もあります。**また、**飲食物販売の場合は、最大3小間までとします。**
- ③出店者が、小間の外観や形状に変更を加えない範囲で、ポスターやPOP、のぼり旗(体育館内は防災素材のみ使用可)などによる装飾を行うことは可能ですが、来場者の通行を妨げる場合や、隣接する出店者に迷惑をかける場合などは、実行委員会が装飾の撤去を求める場合があります。

2. 出品・販売、運営・管理、補償など

- ①出店者は、原則として水戸商工会議所会員事業所で、実行委員会が出店を認めたもの。
- ②小間の『名義貸し』は禁止です。
- ③展示品・販売品については、後日「出店品目および会場備品等申込書」を実行委員会に提出していただきます。
- ④体育館内での火器の使用はできません。
- ⑤屋外で火器を使用する場合は、取扱・管理等に十分注意し、**業務用消火器を必ずご持参ください。**また、消防署に小間配置図を提出する都合上、「小間内レイアウト図」に火器(IH機器含む)、消火器などの配置・数量などを記載いただき、実行委員会に提出いただきます。そのほか、下記の点についてもご協力ください。
 - ・ガス用ゴム管の接続部は必ずクリップで固定してください。
 - ・ガスボンベが転倒しないよう紐などでテント足などに固定してください。
 - ・実行委員会で用意するテーブルは天板部分が木製のため、火器の下に不燃材(アルミ、ステンレスなど)を敷いてください。
- ⑥家畜や動物(生体)は出品できません。
- ⑦現地で調理・販売(完成品のみ販売を除く)する場合は、品目ごとに所轄保健所長の食品営業許可が必要です。実行委員会では、申請が必要な出店者を取りまとめ、1出店者2,000円の手数料と関係書類を提出いただき、保健所へ一括して「食品営業許可申請」していますが、出店者が独自に申請することも可能です。その際には、許可の写しを実行委員会へ提出ください。また、10月30日(月)までに関係書類を提出いただけない場合は独自で申請していただきますのでご了承ください。
 - ※露店営業許可ではなく、季節営業許可が必要ですのでお間違えないようにしてください。
- ⑧発電機の持ち込みは禁止します。
- ⑨出店した商品による食中毒、やけど、出火などの事故が発生した場合、実行委員会では責任を負いません。
- ⑩小間内の展示、販売品などの搬入・搬出、販売、管理などは各出店者の責任で行ってください。
- ⑪災害等(新型コロナウイルス感染拡大を含む)により、産業祭のすべて、または一部を中止・変更した場合、そのために生じた出店者および関係者の損害補償はいたしかねます。また、やむを得ない事情により、日時・会場などに変更が生じる場合があります。
- ⑫設営に係る費用が発生する為、出店希望者の都合でキャンセルする場合は、下記のキャンセル料が発生します。
- ⑬出店に際し、実行委員会の指示に従わない場合は、開催日当日であっても、出店を中止する場合があります。
- ⑭その他不明な点は、お問い合わせの上、お申し込みください。

【申込方法】 下記へお申し込みください。(郵送、FAX、e-mail等)

10月6日(金) 必着

- 申込先は先着順、予定小間数に達した時点で締め切ります。なお、小間数・出店エリアなどについてはご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- 上記の募集要項を必ず確認・同意の上、お申し込みください。
- 出店料は小間数など決定後、請求します。後日、出店者説明会を開催いたします。
- 設営に係る費用が発生する為、出店希望者の都合でキャンセルする場合はキャンセル料がかかります。キャンセル料は以下の通りになります。
 - ★キャンセル料：10月6日から、10月25日まで、出店料の20%
 - 10月26日から、10月31日まで、出店料の50%
 - 11月1日から、出店料の100%

申込先FAX：029-231-0160/申込Eメール：teramoto@inetcci.or.jp (水戸市商工祭実行委員会宛)

第48回水戸市産業祭(商工祭部門) 出店申込書

出店要項に同意の上、「第48回水戸市産業祭(商工祭部門)」に下記の通り申し込みます。

※ご記入いただいた個人情報は、当該事業実施目的以外には使用いたしません。

希望小間数 (1小間：16,000円)	小間	電気工事 (1事業所：5,000円)	要 ・ 不要
火器の使用	あり ・ なし	食品営業許可申請 (1事業所：2,000円)	要 ・ 不要
事業所名		出店エリア※回答必須	屋外 ・ 屋内
連絡先	住所 電話 FAX 担当	担当連絡先	
出店内容			